

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク

第24回 会員総会

議案資料

2023年3月29日（水）

（15：00～16：30）

町田商工会議所 2階 会議室

- 議 案 -

- | | | |
|-------|------------------|----------|
| 第1号議案 | 2023年度 事業計画書 (案) | … 1～9頁 |
| 第2号議案 | 2023年度 収支予算書 (案) | … 10～10頁 |
| 第3号議案 | 会員規程 改定 (案) | … 11～14頁 |

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク 町田市介護人材開発センター

2023年度 事業計画書（案）

はじめに

町田市介護人材開発センター（以下「センター」という。）は、町田市における介護人材の確保・育成・定着支援を目的とした補助事業を担ってから、12年になります。当初の課題であった介護職員等の確保等については、その後の少子高齢社会の進展により、一層厳しい状況にあります。

町田市では、2025年には市民の3割弱が高齢者、2040年には高齢化率が35%を超えると予想のもとで、地域包括ケアシステムの深化を目指して、2021年度から「町田市いきいき長寿プラン 21-23」に取り組んでいます。その基本理念である「高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～」に向けて、重点施策の一つとして「介護人材の確保・育成・定着」が盛り込まれています。センターは、町田市の外郭団体としての役割を果たすべく、その重点施策に連動して、重点的な取組みとして「介護人材バンク機能強化による多様な担い手の確保」、「中核となる専門人材の育成・定着」に向けた事業に、引き続き行政及び関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

全く予期していなかった2年半にも及んだ新型コロナウイルス感染症は、それまでのあたり前と思っていた「触れる・集う」などの価値観を否定するか如く迫り、危機管理対応に追われました。オンラインの急速な浸透は、私たちに新たなコミュニケーションツールをもたらし、その利便性を享受しました。反面、リアリティのない交流に寂しさと孤独を感じて、生きる意欲の低下も体験しました。コロナ禍の中で、職員同士、または、行政や法人・事業者同士も、情報や苦しみを共有する中で、互いに支えられて危機を乗り越えてきました。引き続き、当ネットワークの強みである各種サービスの連絡会などの会員間の相互連携を生かして地域の医療・介護・福祉に携わる関係者との多職種連携推進に寄与できるように努めてまいります。また、事業者や市民組織等との連携の在り方についても目を向けてまいります。

2023年度は、ICTの活用に加えて、本来の対面での顔の見える関係づくりを意識しながら、事業所の介護人材確保等につながるよう事業展開を行ってまいります。

2023年度重点取組み

1. 介護人材バンク機能強化による多様な担い手の確保

ハローワーク共催の面接会、市民センターを会場とした出張相談会、対面での職業紹介窓口、オンライン相談やスマートフォンで閲覧しやすい求人求職情報の発信などをさらに進めていきます。また、介護の入門的研修、まちいきヘルパー養成研修に取り組み、介護未経験者を対象とした研修や講座を開催し、多様な担い手の確保を推進します。

2. 中核となる専門人材の育成・定着

介護職のスキルアップのためにテーマ別・職層別の研修や、事業所の垣根を越えた職員交流の場の創出など定着支援に資する取組みを行います。実施にあたっては、対象者の利便性を考慮し、ICTを活用しつつ、従来の集合型の研修を可能な範囲で実施し、顔の見える関係づくり、職員間のネットワーク作りを後押しします。特に、離職防止・定着化を図り働きやすい職場環境づくりを担う専門人材（リーダー職層）の育成研修を実施します。

人材確保事業

町田市介護人材バンク事業と介護職員初任者研修事業の2事業で構成する。

1 町田市介護人材バンク事業

多様な担い手の確保を推進するため、年齢・資格にとらわれない求職者の就労相談、雇用情報の提供、求人求職登録、マッチング、紹介、見学・面接の同行を行います。就労後も定期的なヒアリングなどを行い、就職活動開始から就労後まで支援します。また、介護未経験者を対象とした研修や講座を開催します。介護人材バンク通信、メールでの情報発信のほか、LINE などでオンライン相談、ホームページやアプリでの求人検索機能などを活用し、効果的な情報を発信していきます。

事業所	1. 介護・福祉ミニ面接会 （ハローワーク町田共催）	年 11 回
	・対象：会員	毎月第 3 水曜日
	・内容：求職者に対する企業説明、ブースでの面談	定員：7 法人

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク 町田市介護人材開発センター

2023年度 事業計画書（案）

	<p>2. 地域密着型就職面接会・福祉のしごと相談面接会 (町田市社協主催・協力)</p> <p>3. 町田市介護保険事業所介護職員雇用動向基礎調査</p>	<p>年 1 回</p> <p>年 1 回</p>
求 職 等	<p>4. 就労相談会</p> <p>① 出張型就労相談会：地域の市民センター・介護施設などで開催</p> <p>② 研修プラス型就労相談会：市民を対象とした研修会で開催 介護の入門的研修、まちいきヘルパー養成研修など</p>	<p>①年 10 回</p> <p>②年 3 回程度</p>
	<p>5. 講座・講習会</p> <p>① 人材バンクセミナー</p> <p>・対象：市内在住の介護に関わる仕事への就労を希望する方</p> <p>・内容：テーマに沿った講座と就労相談会を行う。</p> <p>② 介護講習会</p> <p>・対象：介護の仕事に関心のある方、家族介護者</p> <p>・内容：車いすの移乗、立ち座り・歩行の介助、コミュニケーションの取り方を実習を交えて学ぶ。</p>	<p>①年 4 回 2.5 時間／回 講義 1 時間 定員 20 名</p> <p>②年 3 回 2.5 時間／回 定員 24 名 市民センター</p>
	<p>6. 介護の入門的研修</p> <p>・対象：介護施設での就労に関心のある方</p> <p>・内容：厚労省のカリキュラムに沿った介護の基礎的な知識や技術を学ぶ 研修を 5 日間(21 時間)行う。最終日には修了式、就労相談会を実施する。</p>	<p>年 2 回</p>
	<p>7. まちいきヘルパー養成研修 ※いきいき総務課受託事業</p> <p>・対象：「まちいきヘルパー」としての就労に関心のある方</p> <p>・内容：「まちいきヘルパー」として生活支援を行うために必要な知識や技術を学ぶ研修を 4 日間(20 時間)行う。最終日には修了式、就労相談会を実施する。</p>	<p>年 1 回</p>
	<p>8. 町田市内における介護職員初任者研修開催状況の情報提供</p>	<p>年 4 回</p>
児 童 ・	<p>9. 小学生向け講座「まちけあ★キッズ 介護の仕事体験」</p> <p>・対象：小学生とその保護者</p> <p>・内容：介護施設で働く専門職の仕事の体験など</p>	<p>年 5 回</p> <p>施設または子どもセンター</p>

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク 町田市介護人材開発センター

2023年度 事業計画書（案）

学 生	<p>10. 町田市内高校・専門学校・大学や市外の学校との連携</p> <p>①「まちけあ★キッズ 介護の仕事体験」の運営ボランティア</p> <p>② 学校での特別授業</p> <p>③ アクティブ福祉 in 町田への参加</p>	
そ の 他	<p>11. 情報発信（求人・求職等に関わる様々な情報提供）</p> <p>① バンク通信（紙媒体）</p> <p>② メール配信</p> <p>③ 町内会自治会回覧板や掲示</p> <p>④ アプリ「まちけあジョブ」</p> <p>⑤ ウインドウサイン</p>	<p>①年4回程度</p> <p>②随時</p> <p>③年2回</p> <p>④⑤随時</p>
	<p>12. オンライン相談（オンラインを活用した求人・求職相談）</p> <p>① LINE、Zoom 等を活用した求職者の相談、求人者との面談</p> <p>② アクティブ・マッチング（メールや LINE 等のツールを使ったスカウトシステム）</p>	<p>随時</p>

人材育成事業

研修を通して、専門性の向上を図り、個人の尊厳や自立支援を実現するケア、適正なサービスの提供を目指すことを目的としてテーマ別・職層別の研修をオンラインやハイブリッド方式を取り入れて実施します。

	<p>13. 出張訪問研修</p> <p>講師を施設に派遣する出張訪問研修に加えて、オンデマンド研修を提供する。</p> <p>・対象：会員施設・事業所</p> <p>・内容：依頼されたテーマに沿った講師を派遣またはオンデマンド研修とする。</p>	<p>随時</p>
--	--	-----------

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク 町田市介護人材開発センター

2023年度 事業計画書（案）

相 談 職	<p>1 4. 相談援助研修</p> <p>※介護保険課共催 主任介護支援専門員推薦要件研修</p> <p>① 初級編</p> <p>・対象：介護支援専門員、生活相談員、支援センター職員等の相談職</p> <p>・内容：ソーシャルワークの基礎</p> <p>② 上級編</p> <p>・対象：（主任）介護支援専門員、生活相談員、支援センター職員等の相談職</p> <p>・内容：ソーシャルワークの実践</p>	<p>①4回、2時間／回</p> <p>定員 40名</p> <p>健康福祉会館</p> <p>②5回、3時間／回</p> <p>定員 40名</p> <p>健康福祉会館</p>
新 任	<p>1 5. 介護基礎研修</p> <p>・対象：新任職員、学びなおしをしたい職員</p> <p>・内容：基礎知識・技能の研修を異なるテーマで実施。</p>	<p>年3回、2時間／回</p> <p>定員 20名／回</p> <p>会場またはオンライン</p>
中 堅	<p>1 6. 介護中上級研修（拡充）</p> <p>・対象：施設・事業所内でリーダー的ポジションにある職員、今後、リーダーとなることを期待されている職員等</p> <p>・内容：リーダー育成のためのテーマに沿った研修と交流</p> <p>リーダーとしての業務の中で直面する葛藤や軋轢等の課題を理解し、その実践的対処法を学ぶ。</p> <p>テーマ例）スタッフの指導育成、チームを機能させる、日常業務を管理する</p>	<p>年3回</p> <p>3時間／回</p> <p>定員 20名／回</p>
テ ー マ 別	<p>1 7. 町田市共催・多職種連携・サービス種別・テーマ等に沿った研修</p> <p>・対象：各回の研修テーマ等に沿った方</p> <p>・内容：多職種、サービス種別、トピックスとなるテーマに沿った研修を異なるテーマで実施</p> <p>例）権利擁護、虐待防止、BCP、認知症ケア、ICTの活用、法令遵守・制度改正等</p>	<p>年4回、2時間／回</p> <p>定員 各回で設定</p> <p>会場またはオンライン</p>

就労継続支援事業

町田市の施設・事業所に就労した人材の定着を支援することを目的としてオンラインやハイブリッド方式を取り入れて実施します。アプリ「まちけあトーク」を活用して継続的効果的な発信を行います。

<p>18. 第17回町田市医療・介護・福祉研究大会 アクティブ福祉 in 町田'23 ・対象：介護関係者、市民、学生、行政、関係団体他 ・内容：医療・介護・福祉をテーマとした実践研究発表、福祉用具展示、介護川柳、他</p>	<p>年1回 11月8日（水） 町田市文化交流センター</p>
<p>19. 合同入職式・新任職員研修・交流会、勤続3年表彰 ・対象：新入職員 ・講師：未定</p>	<p>年1回（4月） 町田市庁舎</p>
<p>20. 町田市介護職員永年勤続表彰 ・対象：「町田市介護職員永年勤続表彰要領」の対象者用件に該当する職員で5年、10年または20年となる職員 ・内容：5年以上（アクティブ福祉 in 町田にて）の職員に表彰を行う。</p>	<p>年2回 5年以上 アクティブ福祉</p>
<p>21. 介護福祉士国家試験受験対策直前講座（筆記編） ・対象：介護福祉士国家試験の受験を予定されている職員</p>	<p>年1回（11月） 4時間 定員 15名 町田市民フォーラム</p>
<p>22. 就労継続支援研修 ・対象：介護施設・事業所職員 ・内容：就労継続支援に関するテーマの研修 2023年度は「ハラスメント」を予定</p>	<p>年1回、2時間 定員 20名 会場またはオンライン</p>

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク 町田市介護人材開発センター

2023年度 事業計画書（案）

<p>23. 外国人職員支援研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：介護施設・事業所の外国人職員 ・内容：「コミュニケーション・ミスコミュニケーション」をテーマとした研修と交流 	<p>年 6 回 1 時間×6 回 定員 20 名 会場またはオンライン</p>
<p>24. 情報発信</p> <p>ホームページ、メールおよび「まちけあトーク」アプリによる情報提供</p>	<p>随時</p>

町田市受託事業

町田市の受託事業を実施し、安定した事業運営を目指すとともに、地域包括ケアシステムの進化推進に向けて町田市の医療・福祉の質の向上と、地域の高齢者福祉サービス向上に寄与していくことを目的とし、下記事業を実施します。

<p>25. 町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト事務局事務</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 協議会開催に係る連絡調整、事務等 ② 協議会に関する啓蒙活動 ③ 「Dr.link」の更新 ④ 社会資源マップの更新 ⑤ 研修部会 	<p>協議会・年 3 回 研修会・年 2 回 その他部会等に参加</p>
<p>26. 要介護認定調査事務受託、要介護認定調査員研修事務受託</p>	
<p>27. まちだ互近助クラブ代表者研修会業務</p> <p>町田市介護予防・日常生活支援総合事業の「まちだ互近助クラブ」の代表者向け研修の運営</p>	<p>年 1 ～ 2 回</p>
<p>28. 介護サービス相談員派遣事業事務局業務</p> <p>介護サービス相談員派遣事務、連絡会の事務局業務</p>	

ネットワーク促進事業（法人事業）

会員組織として、当法人に所属する連絡会や関係する諸団体・機関と連携し、地域の高齢者福祉サービス向上に寄与していくことを目的とし、下記の事業を行います。

法人運営	29. 会員総会	年2回
	30. 理事会	年4回
	31. 運営委員会	年2回以上
	32. 委員会 (1) ネットワークサポート委員会	年2回以上
連絡会	33. 町田市高齢者福祉施設部会事務局 生活相談員部会	自主的運営を事務局として補佐する。
	34. 町田市通所事業所連絡会事務局	活動等はそれぞれの連絡会の計画に沿ったものとする。
	35. 町田市福祉用具事業所連絡会事務局	
	36. 町田市訪問看護ステーション連絡会事務局	
	37. 町田市有料老人ホーム連絡協議会事務局	
	38. 町田市訪問マッサージ連絡会事務局	
	39. 町田市グループホーム連絡会事務局	
	40. 町田市訪問介護事業者協議会事務局	
	41. 町田市老人保健施設部会事務局 支援相談員部会	
関係団体	42. 町田市内の事業種別団体との連携及び支援 ・町田市ケアマネジャー連絡会 ・町田市小規模多機能連絡会 ・医療介護義塾「まちけあ」 ・町田社会福祉士会 ・町田市介護福祉士会	各団体と相談しながら連携していく

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク 町田市介護人材開発センター

2023年度 事業計画書（案）

43. センター事業等の広報活動 ホームページやアプリ、Facebook 等を活用した事業等の紹介
--

【運営委員会・委員推薦団体】

1. 町田市高齢者福祉施設部会
2. 町田市介護老人保健施設部会
3. 町田市ケアマネジャー連絡会
4. 町田市通所事業所連絡会
5. 町田市訪問介護事業者協議会
6. 町田市グループホーム連絡会
7. 町田市訪問看護ステーション連絡会
8. 町田市社会福祉協議会
9. 町田社会福祉士会
10. 町田市介護福祉士会
11. 町田市福祉用具事業所連絡会
12. 町田市有料老人ホーム連絡協議会
13. 町田市訪問マッサージ連絡会
14. 町田市高齢者支援センター連絡会

【推薦委員を派遣している外部委員会】

1. 町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会
2. 町田市地域密着型サービス運営委員会
3. 町田市高齢者支援センター運営協議会
4. 町田市介護保険苦情相談調整会議・介護苦情解決専門員
5. 町田市高齢者虐待防止連絡協議会
6. 町田市老人ホーム入所判定委員会
7. 町田市中学生職場体験推進協議会
8. 町田市社会福祉協議会評議員
9. 町田市社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会
10. 町田市社会福祉協議会共同募金配分推薦委員会

《収入の部》

センター事業収入	町田市補助金収入	22,500,000	26,000,000	△ 3,500,000	人材確保事業、人材育成事業、就労継続支援事業
	参加費収入	850,000	642,000	208,000	研修参加費
	手数料収入	900,000	950,000	△ 50,000	介護人材バンク有料職業紹介手数料
	広告掲載費収入	50,000	120,000	△ 70,000	アクティブ福祉大会冊子
	計	24,300,000	27,712,000	△ 3,412,000	
法人事業収入	会費収入	5,250,000	5,250,000	0	
	受託費収入(町田市)	26,642,758	16,033,638	10,609,120	町プロ、要介護認定調査、まちいきヘルパー、まちだ互近助クラブ研修会、介護サービス相談員事業
	その他の事業収入	800,000	1,200,000	△ 400,000	バナー広告掲載料
	交流会参加費収入	0	0	0	
	受託事業振替収入	500,000	500,000	0	受託事業事務経費付替分
	雑収入	0	0	0	
	計	33,192,758	22,983,638	10,209,120	
収入計		57,492,758	50,695,638	6,797,120	

《支出の部》

センター事業費支出	人材確保事業費	16,126,055	17,735,182	△ 1,609,127	人材バンク、初任者研修、入門的研修他
	人材育成・就労継続支援事業費	9,041,986	10,425,702	△ 1,383,716	職員研修会、アクティブ福祉他
	計	25,168,041	28,160,884	△ 2,992,843	
法人事業支出	役員報酬	680,000	200,172	479,828	
	ネットワーク促進事業費(受託含む)	31,138,720	21,832,376	9,306,344	法人事業、連絡会諸経費、受託事業費、法人税等
	ネットワーク促進事業振替支出	500,000	500,000	0	
	計	32,318,720	22,532,548	9,786,172	
予備費		5,997	2,206	3,791	
支出計		57,492,758	50,695,638	6,797,120	
前期繰入金					
当期収支差額		0	0	0	

※予算額の補助対象・補助対象の別

大区分	中区分	新年度予算額 (支出予定額)	うち補助対象		前年度予算額 (支出予定額)	うち補助対象	
			うち補助対象	うち補助対象外		うち補助対象	うち補助対象外
センター事業支出	人材確保事業費	2,561,625	2,553,625	8,000	3,691,294	3,691,294	0
	人材育成・就労継続支援事業費	2,443,075	2,413,075	30,000	2,107,134	2,077,134	30,000
	計	5,004,700	4,966,700	38,000	5,798,428	5,768,428	30,000
法人事業支出	役員報酬	680,000	0	680,000	200,172	0	200,172
	ネットワーク促進事業費(受託含む)	803,960	0	803,960	729,200	0	729,200
	計	1,483,960	0	1,483,960	929,372	0	929,372
事務局支出	人件費	39,816,191	15,891,436	23,924,755	33,959,332	17,924,480	16,034,852
	経費	11,181,910	4,267,505	6,914,405	10,006,300	4,437,976	5,568,324
	計	50,998,101	20,158,941	30,839,160	43,965,632	22,362,456	21,603,176
		5,997		5,997	2,206		2,206
支出計		57,492,758	25,125,641	32,367,117	50,695,638	28,130,884	22,564,754

第3号議案の①

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク会員規程の一部改正について

<議案説明>

1. 本会会員規程の運用において、一部不明瞭で誤解を招く部分があり、会費納付に伴うサービス利用の公平性を維持するために、以下のとおり会員規程の一部改正したい。

(1) 「別表」を「別紙2」に文言を変更する。(第4条の1)

(1) 会費の納入する期日を明確にした。(第4条の2)

「毎年度指定する期日」を「毎年6月末」と現状に合わせた。

(2) 新規加入で、10月以降の加入者の会費について、「分割を認める」という規定を、「所定額の1/2の額」とより明確に分割の率を示した。

(第4条の2(1))

(3) 会費未納のままで、本会サービスを利用する事業所が散見するために、一部サービスの利用制限を設けることを明確に規定した。第4条の2に新たな条文「(3) 会費納入を持って、本会サービス利用可能となる。会費未納の場合は、本会サービスの利用が出来ないものとする。」を追加する。

(第4条の2)

第3号議案の①

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク 会員規程の一部改正案<新旧対照表>

2023年3月20日

変更前の条文	変更後の条文	摘要
<p>(会費) 第4条 会費は、会員総会において別に定める会費を納入しなければならぬ。会員の会費は、別表のとおりとする。 2 会費は、年会費とし、毎年度指定する期日までに納入するものとする。但し、年度途中で入会又は退会した場合は、次のとおりとする。 (1) 入会時の会費は、年単位とし、原則、加入時期による分割はしない。但し、10月以降に加入する場合は、理事会の承認を得て、分割を認めることがある。 (2) 退会時の会費は、既納の年会費はこれを返還しないものとする</p> <p>附則 5 2020年3月10日改訂</p>	<p>(会費) 第4条 会費は、会員総会において別に定める会費を納入しなければならぬ。会員の会費は、別紙2のとおりとする。 2 会費は、年会費とし、毎年度6月末までに納入するものとする。但し、年度途中で入会又は退会した場合は、次のとおりとする。 (1) 入会時の会費は、年単位とし、原則、加入時期による分割はしない。但し、10月以降に加入する場合は、所定額の1/2の額の会費を納入するものとする。 (2) 退会時の会費は、既納の年会費はこれを返還しないものとする (3) 会費納入を持って、本会サービス利用可能となる。 <u>会費未納の場合は、本会サービスの利用が出来ないものとする。</u></p> <p>附則 5 2020年3月10日改訂 6 2023年3月20日改訂</p>	<p>文言の変更</p> <p>文言の変更</p> <p>現状に合わせた変更</p> <p>条文の追加</p> <p>追加</p>

第3号議案の②

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク会員規程

【別紙2】一般社団法人町田市介護サービスネットワーク会費基準の改定（案）

<議案説明>

近年の急激な諸物価高騰は、介護サービス事業所においても、苦しいながらも大変な努力をされていることは、お聞きし承知しているところです。その中でも、会員の皆様のご理解とご支援のもとで事業運営を続けてこられましたことには、誠に感謝申し上げます。

約3年にわたる新型コロナ禍の中では、サービス種別連絡会及び関係団体同志や行政等との緊密な情報共有等のネットワークの維持、促進に努めて参りました。その間、当センターが事務局や支援している、サービス種別連絡会及び関係団体が14団体と増えており、その役割と重要性が増しております。

その状況を維持すべく努力して参りましたが、会費のみで運営しているネットワーク促進事業について、事務局を担う連絡会や協力させていただく関係団体が増えたことに伴い、担当する職員や時間等も増えたことで人件費や事務経費の増となり、会費でネットワーク促進事業を賄うことが困難となっております。

2023年度予算では、▲1,256,496円の経費削減の見直しを行いました。それでも賄うことが困難な状況です。ネットワーク促進事業を維持するためには担当する職員を減らすことは出来ませんので、その経費の一部を会費の値上げとして、下記のとおり会員の皆様方にご協力をお願いすることとなりました。

今後も自助努力を重ねてまいり所存ではありますが、当法人の設立目的である「会員当事者のネットワーク促進によって、互いに支えあいながら町田の市民福祉に貢献する」という主旨に立ち返り、会員の皆様方からのご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

<改正内容>

- (1) 入所系事業所 「450円/利用者1名」を「500円×定員数」
「450円/1居室」を「500円×居室数」
「1事業所7,500円」を「1事業所9,000円」

但し、上限額は据え置きます。

- (2) 在宅サービス系 (No.7～No.13)

「1事業所7,500円」を「1事業所9,000円」

通所介護・通所リハビリ等 (30名以上)

「1事業所15,000円」を「1事業所17,000円」

- (3) 賛助会員 個人「1,500円」を「2,000円」

賛助会員 団体 (正会員に該当しない団体)「7,500円」を「8,000円」

【別紙2】一般社団法人町田市介護サービスネットワーク 会費基準(案)

《正会員》

正会員とは、当法人の目的に賛同して入会した町田市に所在する介護保険法並びに老人福祉法等に基づく施設及び関連事業所等

NO	区分	事業所種別	基準(年額)
1	入所系	介護老人福祉施設(併設短期入所生活介護含む)	500円×定員数 上限 90,000円
2		介護老人保健施設(併設短期入所療養介護含む)	500円×定員数 上限 90,000円
3		介護療養型医療施設・介護医療院(併設短期入所療養介護含む)	500円×定員数 上限 90,000円
4		有料老人ホーム(地域密着型特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護含む)を含む高齢者向け住宅等	500円×居室数 上限 45,000円
5		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 養護老人ホーム、軽費老人ホーム 等	500円×定員数
6		短期入所生活介護(単独型)	1事業所 9,000円
7	訪問系	訪問看護 訪問リハビリテーション 訪問介護 訪問入浴 居宅療養管理指導 等	1事業所 9,000円
8	通所系	通所介護・通所リハビリ(30名以上)認知症対応型通所介護含む	1事業所 17,000円
9		通所介護・通所リハビリ(19名以上29名以下)認知症対応型通所介護含む	1事業所 9,000円
10		福祉用具貸与・特定福祉用具販売	1事業所 9,000円
11	地域密着型サービス等	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 等	1事業所 9,000円
12		居宅介護支援・介護予防支援(地域包括支援センター含む)	1事業所 9,000円
13		法人の目的に賛同して入会した関連事業所(訪問マッサージ等)	1事業所 9,000円

《賛助会員》

賛助会員とは、法人の目的を賛助するために入会した個人又は団体

個人		2,000円
団体	正会員に該当しない団体	8,000円